

証券コード 6564
2022年6月10日

株主各位

静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長 加藤恵子

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面又はインターネットによる株主総会の議決権行使を是非ご活用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時まで議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2

オーディアクトシティホテル浜松4F 「平安の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (<https://www.midac.jp/>)

3. 目的事項
報告事項 1. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 資本金の額の減少の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	〇〇〇〇〇〇〇〇	御中
株主総会日	議決権の数	基準日現在のご所有株式数 XX 株
XXXX年XX月XX日	XX 個	議決権の数 XX 個
1. _____		
2. _____		
[QRコード] ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX パスワード XXXXXX		
見本		
〇〇〇〇〇〇〇		

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4、5号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

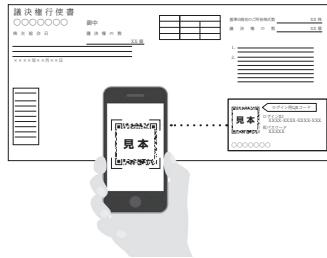
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、極力、会場へのご出席をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）による株主総会の議決権行使を強くご推奨申しあげます。
- ◎株主総会開催時点にて政府、静岡県又は株主様のお住いの都道府県より緊急事態宣言等の外出自粛要請等が発動されている場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会会場において、役員および事務局スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト (<https://www.midac.jp/>)

【ご注意事項】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、会場への入場開始は午前9時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.midac.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

【新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報】

新型コロナウイルス感染症拡大は、当社の主要顧客である製造業にも影響し終息が長引けば生産活動は停滞し、廃棄物排出量は減少する可能性があります。

また、受注した処理案件等が延期や中止になった場合は、売上高に影響がでる可能性があります。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種率の上昇に伴い、経済活動は一時的に正常化へ向かう動きを示したものの、オミクロン株の急速な感染拡大によるまん延防止等重点措置の再適用やウクライナ情勢による金融市場の混乱、原油価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、既存事業の収益力強化を進めるとともに、将来の事業展開を見据えた新たな投資を積極的に推進してまいりました。

2021年10月には、東海地区の更なる営業基盤の強化を目的として、建設廃棄物を取り扱う株式会社柳産業を子会社化し、同年11月には、中長期の成長戦略に掲げた新規廃棄物処理施設の展開として、需要が見込める関東方面への進出の第一歩として、埼玉県熊谷市に新規焼却施設用地の土地を取得しました。また、新規管理型最終処分場である奥山の杜クリーンセンターにおきましては、2022年2月より搬入を開始するなど、中長期の成長戦略もより具体化してまいりました。

足元の事業状況として、営業部門におきましては、引き続き、収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤とし、コロナ禍においても自社が保有する多数の処理施設と許可の優位性を発揮することで、堅調な業種及び取引先に対して効率的な営業を展開することで廃棄物受託量の確保に努めてまいりました。

処理部門におきましては、営業部門との連携による廃棄物受入体制の強化を継続的に実施することで、各中間処理施設の稼働率向上に努めたほか、最終処分場におきましては、旺盛な埋立需要へ対応すべく、自社が保有する複数の最終処分場を効率的に運営することで、受注単価の向上と受託量確保に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,381百万円（前連結会計年度比11.9%増）、営業利益は2,264百万円（同20.2%増）、経常利益は2,188百万円（同18.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,284百万円（同26.1%増）と増収増益となり、売上高、各利益において過去最高を更新しました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

廃棄物処分事業におきましては、2022年4月の持株会社体制への移行に伴う、許認可取得のため、期末には廃棄物の搬入制限を余儀なくされるなど、受託量への影響が見られたものの、連結子会社の株式会社ミダック（旧株式会社ミダックはまな、以下同様とする。）において、新規管理型最終処分場（奥山の杜クリーンセンター）の稼働が2022年2月より開始されたことや、M&Aにより新たにグループに加わった株式会社柳産業の業績が寄与し、受託量は増加しました。以上の結果、売上高は5,543百万円（同16.1%増）となり、営業利益は2,715百万円（同25.6%増）となりました。

収集運搬事業におきましては、産業廃棄物においては、前期の大型工事案件の反動減もあり、受託量は減少しました。また、一般廃棄物においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、回復には至らず受託量は前期並みの推移となりました。以上の結果、売上高は700百万円（同7.4%減）となり、営業利益は115百万円（同29.3%減）となりました。

仲介管理事業におきましては、前期の大型工事案件の反動減により、協力会社への仲介は低调に推移しました。以上の結果、売上高は136百万円（同19.3%減）となり、営業利益は173百万円（同2.8%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第57期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第58期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
廃棄物処分事業	4,775百万円	83.8%	5,543百万円	86.9%	768百万円	16.1%
収集運搬事業	756百万円	13.3%	700百万円	11.0%	△55百万円	△7.4%
仲介管理事業	169百万円	3.0%	136百万円	2.2%	△32百万円	△19.3%
合計	5,701百万円	100.0%	6,381百万円	100.0%	679百万円	11.9%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,175百万円で、その主なものは、当期稼働が開始した最終処分場に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として4,607百万円の調達を行いました。

④ 吸収分割及び新設分割の状況

当社は、2021年10月1日を効力発生日として、廃棄物処分事業（新規最終処分事業）を株式会社ミダックに承継させる吸収分割を行いました。また、2022年4月1日を効力発生日として、廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を株式会社ミダックへ、廃棄物処分事業（関事業所）を株式会社三晃に承継させる吸収分割を行いました。加えて、同日を効力発生日として、収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を株式会社ミダックライナーに承継させる新設分割を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	4,676	5,213	5,701	6,381
経常利益(百万円)	1,090	1,446	1,848	2,188
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	567	795	1,018	1,284
1株当たり当期純利益(円)	21.96	31.72	38.45	47.98
総資産(百万円)	9,164	11,919	14,222	20,040
純資産(百万円)	2,252	4,382	5,522	9,536

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2019年8月22日開催の取締役会決議により、2019年9月14日付で普通株式1株に対し3株の株式分割を行っており、2019年12月3日開催の取締役会決議により、2020年2月1日付で普通株式1株に対し1.3株の株式分割を行っております。また、2021年5月25日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株に対し2株の株式分割を行っておりますが、第55期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第55期は、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ720千円増加しており、第56期は、新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ334百万円、自己株式の処分により資本剰余金が394百万円増加、自己株式が317百万円減少しており、第57期は、自己株式の処分等により資本剰余金が114百万円増加、自己株式が70百万円減少しております。また、第58期は新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,396百万円増加しております。

(3) 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 の 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ミ ダ ッ ク	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業
株 式 会 社 三 晃	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業
株 式 会 社 柳 産 業	5百万円	100.0%	廃棄物処分事業、収集運搬事業

- (注) 1. 2021年9月1日を効力発生日として、株式会社ミダックはまなを株式会社ミダックに商号変更しております。また、同日株式会社ミダックを株式会社ミダックホールディングスに商号変更しております。
2. 2022年4月1日を効力発生日として、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を株式会社ミダックライナーに承継させる新設分割を実施したことで、同日付で株式会社ミダックライナーが当社の完全子会社として設立されております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対して、3回目のワクチン接種等の感染症拡大防止策の普及・徹底により終息への期待が高まっているものの、新たな変異株による感染拡大やウクライナ情勢などの政治的リスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

このような状況のもと、当社グループは引き続き収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤とし、事業基盤の拡充並びに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした非常に厳しい法的規制を受けており、環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けております。よって、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 新規廃棄物処理施設の拠点展開とM&Aの推進

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に焼却施設及び最終処分場の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東方面への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

関東方面への進出の第一歩として、2021年11月に埼玉県熊谷市の新規焼却施設用の土地を

取得しました。新規焼却施設の稼働開始については、廃棄物処理法による設置許可申請が行政に受理され、当該申請の許可が下りると工事の着工が可能となります。現時点において稼働開始の時期は未定ですが、今後、行政との調整等を行っていく予定であります。

また、2021年10月には、東海地区の更なる営業基盤強化のために、建設廃棄物を取り扱う株式会社柳産業を子会社化しました。

今後におきましても、新規廃棄物処理施設の展開にあたっては、自社での対応だけに限定せず、M&Aなど柔軟かつスピーディーに対応していく方針であります。

③ グループ内連携の強化

当社は、グループ経営戦略の立案機能の強化及び、再編が進む廃棄物処理業界において、M&Aを推進する機動的な組織体制を構築するため、2022年4月より持株会社体制へ移行いたしました。今後はグループ間の連携・情報の共有を強化し、より高度な廃棄物処理を追求してまいります。

④ ESG経営の強化

国内外における脱炭素化やSDGsの推進が加速する中、上場企業としてESG（環境(Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G: Governance)）を意識した経営が求められています。当社は、健全かつ公平で透明性の高い経営と環境に配慮した廃棄物処理を追求することで、地域社会をはじめとするステークホルダーとの関係構築と地域に根差した環境インフラの提供を通じて、中長期の当社グループの企業価値の向上と社会の持続的な成長を目指すことを目標・方針とし、経営資源の良質化に向けた社内体制の整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
廃棄物処分事業	廃棄物の中間処理、最終処分
収集運搬事業	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬
仲介管理事業	廃棄物処理案件の仲介管理

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
営業所	本社（浜松市東区）、富士宮（静岡県富士宮市）、名古屋（名古屋市中区） 東京（川崎市川崎区）
工場	本社事業所（浜松市東区）、吳松事業所（浜松市西区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市）、富士宮事業所（静岡県富士宮市） 関事業所（岐阜県関市）

② 子会社

株式会社ミダック	本社（浜松市東区） 遠州クリーンセンター（浜松市西区） 浜名湖クリーンセンター（浜松市西区） 奥山の杜クリーンセンター（浜松市北区）
株式会社三晃	本社（愛知県春日井市）、本社工場（愛知県春日井市） 小牧工場（愛知県小牧市）
株式会社柳産業	本社（浜松市西区）

(注) 2022年4月1日を効力発生日として、当社より全営業所及び本社事業所、吳松事業所、豊橋事業所、富士宮事業所を株式会社ミダックを承継会社とする会社分割を実施、並びに当社より関事業所を株式会社三晃を承継会社とする会社分割を実施しております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
廃棄物処分事業	109 (24)名	36名増 (7名増)
収集運搬事業	46 (8)名	4名減 (2名増)
仲介管理事業	56 (6)名	5名増 (2名増)
全社共通	30 (5)名	増減なし (2名増)
合計	241 (43)名	37名増 (13名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
190 (30)名	4名増 (5名増)	42.3歳	8.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
浜松磐田信用金庫	2,423百万円
株式会社静岡銀行	2,578百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,226百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 95,940,000株
- ② 発行済株式の総数 27,773,500株 (自己株式200,667株を含む)
- ③ 株主数 7,170名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フォンスアセットマネジメント	8,190,000株	29.70%
熊 谷 勝 弘	4,188,600株	15.19%
熊 谷 由 起 子	1,342,800株	4.87%
熊 谷 裕 之	1,309,370株	4.75%
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,234,851株	4.48%
日本マスター トラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	935,000株	3.39%
矢 板 橋 一 志	605,840株	2.20%
加 藤 恵 子	604,680株	2.19%
ミダックグループ従業員持株会	584,940株	2.12%
株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	507,000株	1.84%

- (注) 1. 2021年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は47,970,000株増加しております。
2. 2021年7月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は13,386,750株増加しております。次に、2022年1月25日付で実施した公募による新株式発行（一般募集）により、発行済株式の総数は1,000,000株増加しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 株式会社フォンスアセットマネジメントは、当社専務取締役である熊谷裕之及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

	第5回新株予約権
決議年月日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 24名
新株予約権の数	72個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 14,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,403円
新株予約権の行使期間	2022年9月18日から2030年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 1,403.0円 資本組入額 1株当たり 701.5円
新株予約権の行使の条件	(注)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤恵子	株式会社ミダック 代表取締役社長
専務取締役	熊谷裕之	株式会社ミダック 専務取締役 株式会社ミダックライナー 取締役
取締役	武田康保	開発事業部長 株式会社ミダック 取締役 株式会社三晃 取締役
取締役	高田廣明	経営企画部長 株式会社ミダック 取締役 株式会社柳産業 監査役
取締役	鈴木清彦	事業統括部長 株式会社ミダック 取締役兼事業部長 株式会社柳産業 取締役
取締役（常勤監査等委員）	井上正弘	
取締役（監査等委員）	石川真司	弁護士法人中京法律事務所 代表社員
取締役（監査等委員）	奥川哲也	奥川哲也税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）石川真司氏及び取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）井上正弘氏は、経理、財務、監査及び事業経営管理の各業務の経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しております。
4. 取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、税理士として財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）石川真司氏及び取締役（監査等委員）奥川哲也氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び取締役（監査等委員）の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。
7. 当社は、2021年9月1日に株式会社ミダックから株式会社ミダックホールディングスに商号を変更しました。また、2022年4月1日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業（産業廃棄物の収集運搬事業）を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、総資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額（使用者兼務取締役の使用者分の報酬を除く）は年額200百万円以内とするとの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、廃棄物処分事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（リストリクトド・ストック）とする。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額（年額200百万円以内）の範囲内、譲渡制限期間は4年間から20年までの間で当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

[取締役の役位ごとの種類別報酬割合]

役 位	役員報酬の構成比		
	基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%~70%	—	30%~40%
専務取締役	65%~75%	—	25%~35%
常務取締役	70%~80%	—	20%~30%
取締役(監査等委員であるもの)を除く)	75%~85%	—	15%~25%
社外取締役	100%	—	—
監査等委員である取締役	100%	—	—

- (注) 1. 基本報酬において使用人兼務役員については、使用人給与分も加味している。
 2. 当社役員規程第27条により上記表以外、会社の業績の内容により取締役に対し、株主総会に上程し
 その決議を経たうえで役員賞与を支給することがある。
 3. 当社では、役員退職慰労金は廃止している。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容に
 ついて委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締
 役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締
 役の個人別の割当株式数を決議する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	83,602 (-)	83,602 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	12,300 (6,000)	12,300 (6,000)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	95,902 (6,000)	95,902 (6,000)	- (-)	- (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、株式報酬の額として年額200百万円以内（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は5名です。

3. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長加藤恵子に対し取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く）の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、監査等委員会において取締役（監査等委員を除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士法人中京法律事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、奥川哲也税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	石川 真司	当事業年度に開催された取締役会25回のすべてに出席し、監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。弁護士として専門的な法務知識と幅広い経験から取締役会において、特に重要な契約では具体的なご発言及びご助言をいただきしております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	奥川 哲也	2021年6月29日開催の第57期定時株主総会にて就任以降開催の当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、監査等委員会9回のすべてに出席いたしました。税理士として財務、会計及び税務に関する専門的な知識と経験から取締役会において、特に内部統制の観点からご発言及びご助言をいただきております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、株式の募集及び売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の内容で、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議いたしております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- ③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。
- ④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
- ⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- ⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
- ② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（B C P）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
- ③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
- ② 取締役会規程に従い、毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
- ② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。
- ③ グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

- (6) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
- ② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。
- (7) 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
- ② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関する書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
- ③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。
- ④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

- (9) **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。
 - ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。
- (10) **反社会的勢力を排除するための体制**
- ① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - ② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
 - ③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

4. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期に実施いたしました内部統制の主な取り組みは以下のとおりであります。

- (1) **内部統制システム全般**
- ① 取締役会及びグループ経営会議を毎月1回開催し、重要事項の討議・決定及び経営方針に関して法令及び定款の遵守並びに業務の適正性等について審議いたしました。
 - ② 内部監査室による内部監査をグループ各社並びに各部門に実施し、代表取締役社長、監査等委員である取締役へ報告しております。
- (2) **コンプライアンス**
- ① 毎朝、役職員全員で「行動基準」を唱和することや社内掲示で確認する環境を整備することで、一人ひとりがルールを遵守し健全な事業活動が行えるように努めました。
 - ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、法令遵守体制の強化に努めました。
 - ③ 環境マネジメントシステムを運用し、事業に関するコンプライアンスについて教育を行いました。

(3) リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、他社の事故や事件を事例としてグループ幹部がその情報を共有するとともに、当社に置き換えた同様のリスクが内包していないか等のチェックを部門に展開したほか、検査機能として安全管理室は、グループ各社に対して横断的に検査を実施することでリスクの低減に努めました。

(4) 子会社管理

子会社の事業に関しましては、当社より責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限を与えるとともに、子会社の管理方針・管理組織については、「関係会社管理規程」に基づき、管理部ないしは経営企画部がこれを横断的に推進し管理しております。また、当社の内部監査室と監査等委員である取締役は連携し、またそれぞれの立場で各社の監査を実施し内部監査室は、監査結果を当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役へ報告しております。

(5) 監査等委員会の職務執行

当事業年度におきましては、監査等委員会を12回実施したほか、監査等委員である取締役全員がグループ経営会議に原則出席し重要な事項等に関して確認及び意見を述べております。また、常勤監査等委員である取締役は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況について確認を行いました。また、監査の実効性を確保するため代表取締役社長及び取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を図っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的実施を基本としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、取締役会決議により1株当たり期末配当といたしましては5円（記念配当2円50銭含む）とさせていただきます。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上への取組み)

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されております。セグメントは、(1) 廃棄物処分事業 (2) 収集運搬事業 (3) 仲介管理事業の3つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ4億トン前後となっており、若干の増減はありますが概ね横ばいで推移しております。

昨今の廃棄物処理業界におきましては、中国による廃プラスチック等の輸入禁止措置が影響し、国内で処理しなければならない廃棄物量が増加いたしました。現在、全体では落ち着きは見られるものの一部の産業廃棄物処理施設では依然として処理能力が逼迫する状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、中長期の成長戦略として、産業廃棄物排出量が最も多い関東地域への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

今般、関東への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めており、当該土地取得は当社グループの成長戦略に寄与するものと考えております。

上記の事業戦略を着実に実践することで、当社グループの企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容は上記(1)の基本方針に沿っており、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保します。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年5月28日開示の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/1839890/00.pdf>) をご参照ください。

(4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

また、上記(3)の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

- ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ② 事前開示・株主意思の原則
- ③ 必要性・相当性確保の原則
 - ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
 - ・合理的な客観的発動要件の設定
 - ・デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

従いまして、本対応策は、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客觀性が担保され、株主共同の利益が確保された対応策であり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,129,873	流 動 負 債	7,450,352
現 金 及 び 預 金	5,894,217	買 掛 金	68,086
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	676,330	短 期 借 入 金	4,883,500
棚 卸 資 産	63,817	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
そ の 他	496,797	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	619,879
貸 倒 引 当 金	△1,288	未 払 法 人 税 等	489,857
固 定 資 産	12,910,287	未 払 金	1,036,507
有 形 固 定 資 産	10,774,385	賞 与 引 当 金	86,300
建 物 及 び 構 築 物	797,941	そ の 他	236,221
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	680,684	固 定 負 債	3,053,418
最 終 処 分 場	4,958,244	社 債	216,000
土 地	2,484,755	長 期 借 入 金	1,955,519
建 設 仮 勘 定	1,788,486	最 終 処 分 場 維 持 管 理 引 当 金	699,605
そ の 他	64,272	資 産 除 去 債 務	110,922
無 形 固 定 資 産	1,375,611	そ の 他	71,372
の れ ん	1,175,467	負 債 合 計	10,503,771
施 設 設 置 権	160,400	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	39,744	株 主 資 本	9,529,807
投 資 そ の 他 の 資 産	760,290	資 本 金	2,149,871
繰 延 税 金 資 産	246,114	資 本 剰 余 金	2,896,672
そ の 他	514,176	利 益 剰 余 金	4,545,900
資 产 合 計	20,040,161	自 己 株 式	△62,637
		新 株 予 約 権	6,582
		純 資 産 合 計	9,536,390
			20,040,161

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,381,147
売 上 原 価	2,451,154
売 上 総 利 益	3,929,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,665,126
営 業 利 益	2,264,866
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,751
固 定 資 産 売 却 益	8,612
不 動 産 貸 貸 料	13,259
受 取 保 険 金	4,430
補 助 金 収 入	8,408
そ の 他	4,660
	41,124
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	68,618
株 式 交 付 費	18,138
不 動 産 貸 原 価	10,250
そ の 他	20,339
	117,346
経 常 利 益	2,188,644
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,188,644
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	954,546
法 人 税 等 調 整 額	△50,652
当 期 純 利 益	903,893
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,284,751
	1,284,751

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当連結会計年度期首残高	752,971	1,499,772	3,327,635	△60,018	5,520,360	2,559	5,522,920
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行	1,396,900	1,396,900			2,793,800		2,793,800
剩 余 金 の 配 当			△66,485		△66,485		△66,485
親会社株主に帰属する当期純利益			1,284,751		1,284,751		1,284,751
自 己 株 式 の 取 得				△2,618	△2,618		△2,618
自 己 株 式 の 处 分							—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						4,022	4,022
当連結会計年度変動額合計	1,396,900	1,396,900	1,218,265	△2,618	4,009,446	4,022	4,013,469
当連結会計年度末残高	2,149,871	2,896,672	4,545,900	△62,637	9,529,807	6,582	9,536,390

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)ミダック

(株)三晃

(株)柳産業

上記のうち、(株)柳産業については、当連結会計年度において同社の全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法（ただし、最終処分場、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～40年

機械装置及び運搬具 4～17年

最終処分場 10～32年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、定額法（10～17年間）により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ 廃棄物処分事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。このようなサービスについては、契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

□ 収集運搬事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。このようなサービスについては、運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に収集運搬が完了し、履行義務が充足されるため、荷受け時点で収益を認識しております。

ハ 仲介管理事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。このようなサービスについては、仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10～32年間で均等償却しております。

□ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、2016年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計

上しております。

二 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ホ 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間（4年～8年）にわたり費用計上しております。

(会計方針の変更に関する事項)

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取り扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

当会計基準の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額はありません。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当会計基準の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額はありません。

(表示方法の変更に関する事項)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「未払金」は254,965千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当年度の連結貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 699,605千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廢が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過

失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 2. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 最終処分場維持管理引当金に記載しております。

2. 株式会社柳産業に関するのれんの評価

(1) 当年度の連結貸借対照表に計上した金額

株式会社柳産業に関するのれん 278,087千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

株式会社柳産業に関して識別したのれんについて、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっておりますが、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎に算定しております。株式会社柳産業は東海地区において、建設廃棄物の破碎、圧縮等を主体とした産業廃棄物中間処理事業及び産業廃棄物収集運搬事業を行っております。当該事業計画における売上高については、市場環境の不確実性を考慮し、今後も過去と同水準で推移すると仮定して作成しております。売上原価は、過去実績をベースにグループ内処理施設を利用した削減効果も考慮した原価率を仮定して作成しております。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、のれんの金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳及びその金額

商品	2,288千円
仕掛品	1,152千円
原材料及び貯蔵品	60,376千円
計	63,817千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,733,848千円

3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額	
建物及び構築物	14,344千円
機械装置及び運搬具	8,261千円
その他	7,564千円
計	30,170千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	27,773,500株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	66,485	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	137,864	5	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 1年内償還予定の社債	30,000千円	29,955千円	△44千円
(2) 1年内返済予定の長期借入金	619,879千円	619,889千円	10千円
(3) 社 債	216,000千円	213,745千円	△2,254千円
(4) 長 期 借 入 金	1,955,519千円	1,948,347千円	△7,171千円

(注) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」についても、短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産及び負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観測できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する項目はございません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
1年内償還予定の社債	－千円	29,955千円	－千円	29,955千円	
1年内返済予定の長期借入金	－千円	619,889千円	－千円	619,889千円	
社債	－千円	213,745千円	－千円	213,745千円	
長期借入金	－千円	1,948,347千円	－千円	1,948,347千円	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(企業結合等に関する注記)

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 新規最終処分場事業

事業の内容 廃棄物の最終処分

- ② 企業結合日

2021年10月1日

- ③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社ミダックを承継会社とする吸収分割

- ④ 結合後企業の名称

株式会社ミダック

- ⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループは、最終処分事業の更なる強化に取り組んでおり、この一環として、当社が計画中の

新規最終処分事業を株式会社ミダックへ事業集約いたしました。なお、株式会社ミダックはすでに最終処分場を保有、運営しており、事業集約により同社の運営のノウハウを活かすことでミダックグループの当該事業における競争力強化を実現するとともに、企業価値の更なる向上へ繋げてまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び企業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社柳産業

事業の内容 産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループの業容拡大及び事業基盤の更なる強化に寄与するため。

③ 企業結合日

2021年10月21日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年1月1日から2022年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額については、株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非開示とさせていただきますが、第三者機関による客観的で合理的な評価額をもとに決定・合意しました。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

282,238千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

- ③ 償却方法及び償却期間
17年間にわたる均等償却

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は浜松市において、賃貸の用に供している不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
114,409千円	134,114千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した
金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額は以下の通りあります。

事 業 区 分	金 領
廃棄物処分事業	5,543,372千円
収集運搬事業	700,820千円
仲介代理事業	136,954千円
合 計	6,381,147千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 廃棄物処分事業

① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）

廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。

通常の支払期限は処理完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。

- ② 取引価格の算定に関する情報
排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。
- (2) 収集運搬事業
- ① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）
廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。
通常の支払期限は運搬完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。
 - ② 取引価格の算定に関する情報
排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に完了するため、同日に履行義務が充足されます。
- (3) 仲介管理事業
- ① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）
廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。
通常の支払期限は仲介案件にかかる処理が完了した日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。
 - ② 取引価格の算定に関する情報
仲介先と取り交わす合意書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- 契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高、当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益に重要性はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	345円62銭
2. 1 株当たり当期純利益	47円98銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	47円97銭

(注) 2021年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関しては、当連結会計年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えるないと仮定しております。

(重要な後発事象)

1. 会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、当社の100%子会社である「株ミダック及び株三晃」（以下、「承継会社」）に廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新たに設立する「株ミダックライナー」（以下、「新設会社」）に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割を実施することを決議し、2021年7月21日に締結いたしました承継会社との吸収分割に関する契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行いたしました。

（1）取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 廃棄物処分事業（処理施設）、産業廃棄物の収集運搬事業、一般廃棄物の収集運搬事業、仲介管理事業

事業の内容 廃棄物の中間処理、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬事業、処理業者への排出事業者紹介

② 企業結合日

2022年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、承継会社に廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新設会社に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割をそれぞれ実施いたしました。なお、各事業にかかる営業業務も同時に承継いたしました。

- ④ 結合後企業の名称
株式会社ミダック
株式会社三晃
株式会社ミダックライナー
- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行いました。

2. 謹度制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、謹度制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

- (1) 本自己株式処分の概要
 - ① 処分期日：2022年4月28日
 - ② 処分する株式の種類及び数：当社普通株式 4,269株
 - ③ 処分価額：1株につき2,880円
 - ④ 処分価額の総額：12,294,720円
 - ⑤ 処分予定先：当社子会社取締役1名
 - ⑥ その他：本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。
- (2) 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、当社の連結子会社である株式会社ミダックライナー（以下「当社子会社」といいます。）において、当社子会社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対するインセンティブ制度として、当社普通株式を割当てる謹度制限付株式報酬制度を導入しております。

当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、対象取締役に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社普通株式4,269株を処分することを決議いたしました。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,665,244	流 動 負 債	6,437,307
現 金 及 び 預 金	2,738,793	買 掛 金	65,134
受 取 手 形	37,100	短 期 借 入 金	4,883,500
売 掛 金	188,189	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
棚 卸 資 産	53,922	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	619,879
前 払 費 用	19,856	未 払 金	639,090
1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	127,519	未 払 費 用	103,164
そ の 他	500,785	預 り 金	3,526
貸 倒 引 当 金	△922	賞 与 引 当 金	74,330
固 定 資 産	12,689,447	そ の 他	18,681
有 形 固 定 資 産	3,473,032	固 定 負 債	2,367,903
建 物	474,181	社 債	216,000
構 築 物	45,182	長 期 借 入 金	1,955,519
機 械 及 び 装 置	368,164	最 終 処 分 場 維 持 管 理 引 当 金	81,911
車両 運 搬 具	68,815	資 産 除 去 債 務	110,922
工 具 、 器 具 及 び 備 品	60,045	そ の 他	3,550
土 地	2,188,569	負 債 合 計	8,805,210
建 設 仮 勘 定	268,072	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	20,090	株 主 資 本	7,542,898
ソ フ ト ウ エ ア	19,740	資 本 本 金	2,149,871
そ の 他	350	資 本 剰 余 金	2,359,625
投 資 そ の 他 の 資 産	9,196,324	資 本 準 備 金	2,172,651
関 係 会 社 株 式	2,832,716	そ の 他 資 本 剰 余 金	186,974
出 資 金	1,000	利 益 剰 余 金	3,096,039
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,899,607	利 益 準 備 金	2,500
長 期 前 払 費 用	178,901	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,093,539
繰 延 税 金 資 産	124,357	別 途 積 立 金	100,000
そ の 他	159,742	繰 越 利 益 剰 余 金	2,993,539
資 产 合 計	16,354,691	自 己 株 式	△62,637
		新 株 予 約 権	6,582
		純 資 産 合 計	7,549,480
		負 債 純 資 産 合 計	16,354,691

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,548,116
売 上 原 価	2,046,020
売 上 総 利 益	1,502,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,245,161
営 業 利 益	256,934
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	22,004
受 取 配 当 金	560,030
経 営 指 導 料	33,840
そ の 他	35,263
	651,139
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	67,134
社 債 利 息	296
株 式 交 付 費	18,138
不 動 产 賃 貸 原 価	9,023
そ の 他	19,317
	113,909
経 常 利 益	794,163
税 引 前 当 期 純 利 益	794,163
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	142,002
法 人 税 等 調 整 額	△12,502
当 期 純 利 益	129,500
	664,663

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本									新株予約権	純資産合計	
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	752,971	775,751	724,021	1,499,772	2,500	100,000	2,395,361	2,497,861	△60,018	4,690,587	2,559	4,693,147
当期変動額												
新株の発行	1,396,900	1,396,900		1,396,900						2,793,800		2,793,800
剰余金の配当							△66,485	△66,485		△66,485		△66,485
会社分割による減少			△537,047	△537,047						△537,047		△537,047
当期純利益							664,663	664,663		664,663		664,663
自己株式の取得									△2,618	△2,618		△2,618
自己株式の処分												-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											4,022	4,022
当期変動額合計	1,396,900	1,396,900	△537,047	859,852	-	-	598,177	598,177	△2,618	2,852,310	4,022	2,856,333
当期末残高	2,149,871	2,172,651	186,974	2,359,625	2,500	100,000	2,993,539	3,096,039	△62,637	7,542,898	6,582	7,549,480

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～40年

機械及び装置 4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当事業年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 廃棄物処分事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービスを行っております。このようなサービスについては、契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点での収益を認識しております。

(2) 収集運搬事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。このようなサービスについては、運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に収集運搬が完了し、履行義務が充足されるため、荷受け時点での収益を認識しております。

(3) 仲介管理事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。このようなサービスについては、仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点での収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。

当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間（4年～8年）にわたり費用計上しております。

(会計方針の変更に関する事項)

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響額はありません。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当年度の貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 81,911千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 引当金の計上基準(3) 最終処分場維持管理引当金 に記載しております。

2. 株式会社柳産業に関する関係会社株式の評価

(1) 当年度の貸借対照表に計上した金額

株式会社柳産業に関する関係会社株式 188,203千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の減損処理を検討するに当たり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行い、減損の要否を判断しております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。

当該事業計画における主要な仮定の内容については、連結計算書類の（会計上の見積りに関する注記）

2. 株式会社柳産業に関するのれんの評価 に記載の仮定と同一であります。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、関係会社株式の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳及びその金額

商品	1,910千円
仕掛品	—
原材料及び貯蔵品	52,011千円
計	53,922千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,057,050千円

3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	4,622千円
構築物	9,722千円
機械及び装置	5,368千円
車両運搬具	2,893千円
工具、器具及び備品	7,564千円
計	30,170千円

4. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	44,931千円
短期金銭債務	334,560千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引の取引高

売上高	286,563千円
売上原価	151,620千円
販売費及び一般管理費	2,442千円
営業取引以外の取引高	618,837千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,773,500株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 200,667株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	66,485	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	137,864	5	2022年3月31日	2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、減損損失101,751千円、土地時価評価差額83,518千円、資産除去債務33,126千円等であります。なお、繰延税金資産の算定に当たり控除した金額は201,804千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ミダック	所有直接 100.0%	取引の仲介	廃棄物処理の仲介取引 (注) 1	(注) 2	未払金	315,881
子会社	株式会社ミダック	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	4,977,300	関係会社 長期貸付金	4,902,437
子会社	株式会社柳産業	所有直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	1,067,378	関係会社 長期貸付金	997,170

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 廃棄物処理の仲介取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
2. 取引金額については、損益計算書において営業手数料収入として純額で表示しているため記載しておりません。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(企業結合等に関する注記)

連結計算書類の注記 (企業結合等に関する注記) に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の注記 (収益認識に関する注記) に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 273円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円82銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 24円81銭 |

- (注) 2021年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関しては、当事業年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えるないと仮定しております。

(重要な後発事象)

1. 会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、当社の100%子会社である「株ミダック及び株三晃」に廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新たに設立する「株ミダックライナー」に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割を実施することを決議し、2021年7月21日に締結いたしました承継会社との吸収分割に関する契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表の注記（重要な後発事象）に記載のとおりであります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年4月7日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表の注記（重要な後発事象）に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

2022年5月25日

株式会社ミダックホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石黒 宏和
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングス（旧会社名 株式会社ミダック）の2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックホールディングス（旧会社名 株式会社ミダック）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ミダックホールディングス

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングス（旧会社名 株式会社ミダック）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

招集
ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び、使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、上記に加えて子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くほか子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認とともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受けました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ミダックホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 井上正弘 印

監査等委員 石川真司 印

監査等委員 奥川哲也 印

(注) 監査等委員 石川真司、監査等委員 奥川哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当状況	所有する当社の株式の数
1	加藤恵子 (1970年6月1日)	2001年1月 税理士登録 2006年8月 株式会社ミダックホールディングス取締役就任 2010年4月 当社取締役就任 2016年6月 株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダック）取締役就任 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年9月 株式会社ミダック代表取締役社長就任（現任）	630,309株

（取締役候補者とした理由）

現在代表取締役社長として安全管理室及び内部監査室を管掌、当社グループ全般の経営を担っております。長年にわたる管理部長としての経験を有し、会社の経理・財務及び総務全般の業務などを適切、公平に遂行することができる高い知見を有していることにより、重要事項の決定及び各取締役の職務執行の状況に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2	熊谷裕之 (1960年1月16日)	1980年3月 小島清掃株式会社入社（現当社入社） 1984年9月 同社取締役就任 2004年7月 株式会社ミダックホールディングス専務取締役就任 2010年4月 当社専務取締役就任（現任） 2015年12月 株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダック）代表取締役社長就任 2021年9月 株式会社ミダック専務取締役就任（現任）	1,317,908株
---	----------------------	---	------------

（取締役候補者とした理由）

長年にわたる廃棄物処理業（最終処分、中間処分、収集運搬）全般の経験を有し、現在取締役として営業部及び収集運搬部を管掌し当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	武田 康保 (1967年7月29日)	2004年5月 当社入社 2006年4月 株式会社ミダックホールディングス取締役就任 2010年4月 当社取締役就任（現任） 2022年4月 株式会社ミダック取締役就任（現任）	382,182株
(取締役候補者とした理由)			
長年にわたり営業部門を統括、管理部門の経験も有し、現在取締役として開発事業部を管掌、当社の新規案件の取得開発等に尽力しております。同氏が有する幅広い知見と交渉力により、大きな成長のために必要な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	高田 廣明 (1968年4月9日)	2006年12月 株式会社ミダックホールディングス入社 2007年6月 同社取締役就任 2010年4月 当社取締役就任（現任） 2022年4月 株式会社ミダック取締役就任（現任）	379,292株
(取締役候補者とした理由)			
長年にわたる経営企画の経験を有し、現在取締役として経営企画部長をしております。当社が上場するに当たり、主体となって取り組んできた実績があり会社組織全体を把握していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	鈴木 清彦 (1973年9月7日)	2000年2月 当社入社 2006年10月 当社取締役就任当社営業部長 2008年4月 株式会社ミダックふじの宮取締役工場長 2019年6月 当社取締役就任（現任） 2022年4月 株式会社ミダック取締役就任（現任）	153,437株
(取締役候補者とした理由)			
長年にわたる廃棄物処理業（最終処分、中間処分）全般の経験を有し、現在取締役として事業部長をしております。廃棄物処理に関する豊富な実績、継続的な成長のために適切な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 現在当社の取締役である重任予定5名の候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本第58期定期株主総会招集ご通知に掲載の事業報告（14頁）に記載のとおりであります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者の所有する当社の株式数には、ミダックグループ役員持株会における本人持分を含めて当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、過去、当社と同名の株式会社ミダックホールディングスを2004年7月28日に設立しましたが、2010年4月1日に当時の株式会社ミダック（現株式会社ミダックホールディングス）と合併し解散しております。
6. 当社は、2021年9月1日に株式会社ミダックから株式会社ミダックホールディングスに商号を変更しました。また、2022年4月1日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業（産業廃棄物の収集運搬事業）を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

【ご参考】取締役会の構成

当社は、取締役候補者については、業界経験、専門知識、人格、多様性等の判断をもとに役員規程に定めた手続きに則り選任しております。監査等委員である社外取締役については、法曹、会計、税務等の知見をもとに選任しております。2022年5月26日現在の取締役スキルマトリックスは、以下の通りであります。

役職	氏名	◇女性 □男性	経営	財務 会計 税務	法務	営業	技術 開発	I R	リスク
代表取締役	加藤 恵子	◇	●	●	●			●	●
専務取締役	熊谷 裕之	□	●			●	●		●
取締役	武田 康保	□	●			●	●		●
取締役	高田 廣明	□	●	●				●	●
取締役	鈴木 清彦	□	●			●	●		●
取締役 監査等委員	井上 正弘	□	●	●					●
取締役 監査等委員	石川 真司	□	●		●				
取締役 監査等委員	奥川 哲也	□	●	●	●				
(新任候補者) 取締役 監査等委員	俵山 初雄	□	●	●					

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

東京証券取引所プライム市場の上場企業として任意の指名報酬委員会の設置などコーポレートガバナンスの強化を図るため、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　り　が　な (生年月日)	略歴、地位、担当状況	所有する当社の株式の数
俵山初雄 (1951年1月23日)	2005年6月 浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）常務理事 2015年6月 静岡県西部地域しんきん経済研究所理事長 2018年6月 一般財団法人しんきん経済研究所理事長 2021年7月 学校法人興誠学園副理事長兼浜松学院大学学長 (現任)	一株

（監査等委員である社外取締役候補者とした理由）

大手信用金庫の常務理事として経営に関与し、企業への融資判断業務に長く携わった後、経済研究所理事長として地域経済の情報収集、調査研究に従事した経験を有することから、会社経営への幅広い専門的な知識と経験を有しております。また、大学学長として教育へも関与しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- （注） 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 俵山初雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 俵山初雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 俵山初雄氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。俵山初雄氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 持株会社体制への移行に伴いグループ会社間の定款を整理するため、現行定款の第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) から (13) (省略)</p> <p>(14) <u>一般区域運送事業</u></p> <p>(15) から (43) (省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>(44) その他前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) から (13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>一般貨物自動車運送事業</u></p> <p>(15) から (43) (現行どおり)</p> <p><u>(44) 汚染土壤の収集・運搬・処理業</u></p> <p><u>(45) 育児・教育事業</u></p> <p><u>(46) 社会福祉・介護事業</u></p> <p>(47) その他前各号に附帯する一切の業務</p>

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条 当会社は、株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新設)	(附則) 1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内に株主総会が開催される場合には、その株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）がなお効力を有し、変更後定款第14条は適用しない。 3. 本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第4号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

1. 減少すべき資本金の額

資本金2,149,871,140円うち2,059,871,140円を減少し、90,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額2,059,871,140円の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年7月5日（予定日）

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

本議案は、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会においてご承認いただいた当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の一部改定について、ご承認をお願いするものです。

当社は当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、本制度を導入いたしました。

今般、会社法改正に伴い、譲渡制限付株式の発行又は処分の方法を追加することを目的として、本制度の内容を一部改定することいたしました。

改定後の本制度に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

①対象取締役に対する報酬として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、当社普通株式の発行又は処分を行う方法

②対象取締役に対する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法

なお、その他の本制度の内容に変更はございません。

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場：オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 ☎053-459-0111



交通のご案内

● JR 浜松駅より徒歩5分

駐車場はご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいようお願い申しあげます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

